

平成25年(し)第726号 再審請求事件手続終了決定に対する特別抗告事件  
平成26年1月27日 第二小法廷決定

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、単なる法令違反の主張であって、刑訴応急措置法18条の適法な抗告の理由に当たらない。

よって、刑訴法施行法2条、旧刑訴法466条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 山本庸幸 裁判官 千葉勝美 裁判官 小貫芳信 裁判官 鬼丸かおる)